

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目 2 番 2 0 号エコ計画浦和ビル
氏 名 株式会社 エコ計画
代表取締役 井上 綱隆

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3 年 12 月 10 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 15 日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上 11 種類

破碎・焼却：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類

脱水：汚泥 以上 1 種類

圧縮：金属くず 以上 1 種類

コンクリート固型化：燃え殻、鉱さい、ばいじん 以上 3 種類

脱水・乾燥：燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上 3 種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上 8 種類

破碎・減容：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類

【事業場②】

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上 11 種類

破碎・焼却：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類

脱水：燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上 3 種類

乾燥：燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上 3 種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上 8 種類

圧縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類

破碎・減容：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類

減容：廃プラスチック類 以上 1 種類

脱水・乾燥：燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上 3 種類

混練・減容：廃プラスチック類 以上 1 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地、処理施設及び保管施設の概要は別記のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、別記に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、別記に掲げる処理施設で行うこと。

(3) 事業場②において、施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭の数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成元年 1 月 18 日	指令環第 944 号	期限付け許可
平成 30 年 11 月 1 日	指令北環第 51-1 号	更新許可（優良認定）
平成 31 年 4 月 24 日	指令産廃第 92-1 号	変更許可（事業場②：破碎施設 1 施設の追加）
令和元年 10 月 4 日	指令産廃第 602-1 号	変更許可（事業場②：破碎施設 1 施設の追加）
令和 3 年 12 月 10 日	指令産廃第 939-1 号	変更許可（事業場②：破碎施設 1 施設の追加）

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

別記

施設等の所在地

【事業場①】

埼玉県比企郡嵐山町花見台12番 以上1筆 (面積10,000.00㎡)

【事業場②】

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田250番5、262番1、262番7、字大谷352番5、352番6、352番7、字東高山331番6、331番7 以上8筆 (面積22,673.72㎡)

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	12 m ³ /日 (24時間)	廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-24
	65.8 t/日 (24時間)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上8種類	
脱水施設	288 m ³ /日 (144 m ³ /日×2基) (24時間)	汚泥 以上1種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-25
破碎施設	42 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-22
圧縮施設	50 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成8年5月2日 —
コンクリート固型化施設	20 t/日 (8時間)	燃え殻、鉱さい、ばいじん 以上3種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-23
脱水・乾燥施設	47.8 t/日 (24時間)	燃え殻(再利用可能なものに限る。)、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	平成8年5月2日 平成8年5月2日 2-21
破碎・減容施設	42 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成17年12月22日 平成17年12月22日 2-53

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	90 t/日 (24時間)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上8種類	平成16年4月30日 平成16年4月30日 4-30
	24 m ³ /日 (24時間)	廃油、廃酸、廃アルカリ 以上3種類	
脱水施設	288 m ³ /日 (144 m ³ /日×2基) (24時間)	燃え殻(肥料原料として再利用可能なものに限る。)、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	平成16年4月30日 平成16年4月30日 4-28
乾燥施設	120 m ³ /日 (60 m ³ /日×2基) (24時間)	燃え殻(肥料原料として再利用可能なものに限る。)、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	平成16年4月30日 平成16年4月30日 4-29

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

【事業場②の続き】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設 1	30 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	平成 16 年 4 月 30 日 平成 16 年 4 月 30 日 4-25
破砕施設 2	90 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成 16 年 4 月 30 日 平成 24 年 3 月 23 日 4-26 (共用)
圧縮施設	35 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	平成 16 年 4 月 30 日 _____ _____
破砕・減容施設	30 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成 16 年 4 月 30 日 平成 24 年 3 月 23 日 4-26 (共用)
破砕施設	1. 30 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(ケーブル類に限る。)、金属くず(ケーブル類に限る。) 以上2種類	平成 23 年 3 月 2 日 _____ _____
破砕施設	4. 48 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成 28 年 10 月 11 日 _____ _____
	3. 24 t/日 (8時間)	金属くず(基板などの配線板に限る。) 以上1種類	
破砕施設	4. 62 t/日 (8時間)	木くず(破砕施設 1 で破砕されたものに限る。) 以上1種類	平成 24 年 3 月 23 日 _____ _____
減容施設	0. 4 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成 24 年 3 月 23 日 _____ _____
焼却施設	90 t/日 (24時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上11種類	平成 28 年 11 月 22 日 平成 27 年 2 月 17 日 4-65
	14. 4 m ³ /日 (24時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	
乾燥施設	60 m ³ /日 (24時間)	燃え殻(再利用可能なものに限る。)、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	平成 28 年 11 月 22 日 平成 27 年 2 月 17 日 4-66
乾燥施設	60 m ³ /日 (24時間)	汚泥、動植物性残さ 以上2種類	平成 28 年 11 月 22 日 平成 27 年 2 月 17 日 4-67
減容施設	30 t/日 (24時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成 31 年 3 月 5 日 _____ _____
混練施設	52. 5 t/日 (24時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成 31 年 3 月 5 日 _____ _____

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

【事業場②の続き】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	27.42 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和3年12月10日 令和3年8月23日 4-85
	31.45 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	32.16 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	20.68 t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	30.26 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破砕施設	4.77 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃トナーカートリッジに限る。)、金属くず(廃トナーカートリッジに限る。) 以上2種類	令和元年10月4日 _____ _____

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
燃え殻、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	45.6 m ²	8.5 m (屋内) 〔130.4 m ³ ピット×1基〕 〔125.1 m ³ ピット×2基〕
汚泥、動植物性残さ 以上2種類	23.9 m ²	8.5 m (屋内) (200.4 m ³ ピット)
廃油 以上1種類	8.0 m ²	4.0 m (屋外) (20.0 m ³ 地下タンク)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	5.0 m ²	4.0 m (屋外) (20.0 m ³ 鋼板製円筒タリ)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上7種類	44.9 m ²	8.5 m (屋内) (377.3 m ³ ピット)
ばいじん 以上1種類	7.0 m ²	5.2 m (屋内) (20.0 m ³ サイロ)
金属くず 以上1種類	6.4 m ²	8.5 m (屋内) (53.1 m ³ ピット)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	11.1 m ²	8.5 m (屋内) (92.2 m ³ ピット)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類	45.9 m ²	8.5 m (屋内) 〔220.2 m ³ ピット×1基〕 〔163.6 m ³ ピット×1基〕
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類	20.7 m ²	4.6 m (屋内) (95.1 m ³ ピット)
廃プラスチック類 以上1種類	27.5 m ²	3.0 m (屋内) (フレコン・籠・ドラム缶)

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	60.8㎡	4.6m（屋内） (140.0㎡ピット×2基)
燃え殻（再利用可能なものに限る。）、汚泥、動植物性残さ 以上3種類	32.6㎡	4.6m（屋内） (150.0㎡ピット)
汚泥、動植物性残さ 以上2種類	33.3㎡	6.0m（屋内） (200.0㎡ピット)
廃油 以上1種類	18.8㎡	2.6m（屋外） (20.0㎡地下タンク)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	6.4㎡	3.4m（屋外） (20.0㎡鋼板製円筒タンク)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上7種類	157.0㎡	7.0m（屋内） (1100.0㎡ピット)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	225.0㎡	3.5m（屋内）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類	49.0㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類（ケーブル類に限る。）、金属くず（ケーブル類に限る。） 以上2種類	4.0㎡	1.0m（屋内） (1.0㎡フレコン×4個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	21.0㎡	3.6m（屋内） (4.5㎡鉄箱×12個等)
廃プラスチック類（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	20.3㎡	3.3m（屋内） (4.5㎡鉄箱×4個)
廃プラスチック類（再生利用可能なものに限る。）、金属くず（基板などの配線板に限る。） 以上2種類	13.4㎡	0.9m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類	53.9㎡	3.6m（屋内） (4.5㎡鉄箱×30個等)
木くず 以上1種類	43.0㎡	3.0m（屋内）
廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類	8.8㎡	2.1m（屋内） (0.95㎡ダンボール箱×16個)
廃プラスチック類（廃トナーカートリッジに限る。）、金属くず（廃トナーカートリッジに限る。） 以上2種類	22.0㎡	2.0m（屋内） (1.0㎡フレコン×40個)
廃プラスチック類（廃トナーカートリッジに限る。）、金属くず（廃トナーカートリッジに限る。） 以上2種類	71.5㎡	2.7m（屋内） (1.0㎡フレコン×130個等)
廃プラスチック類（廃トナーカートリッジに限る。）、金属くず（廃トナーカートリッジに限る。） 以上2種類	25.0㎡	2.0m（屋内）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上7種類	40.0㎡	5.0m（屋内） (200.0㎡ピット)
汚泥、動植物性残さ 以上2種類	36.4㎡	5.9m（屋内） (200.0㎡ピット)
廃酸、廃アルカリ 以上2種類	5.4㎡	4.6m（屋外） (20.0㎡タンク)

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

【事業場②の続き】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上 11 種類	90.0㎡	10.3m (屋内) (730.0㎡ピット)
燃え殻 (再利用可能なものに限る。)、汚泥、動植物性残さ 以上 3 種類	38.4㎡	5.9m (屋内) (200.0㎡ピット)
廃プラスチック類 以上 1 種類	5.1㎡	2.8m (屋内) (1.0㎡7Lコ)×6 個
廃プラスチック類 以上 1 種類	10.1㎡	2.8m (屋内) (1.0㎡7Lコ)×12 個等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上 5 種類	18.0㎡	2.4m (屋内) (4.5㎡鉄箱×6 個)

(以下余白)